

平成15年11月27日判決言渡 同日原本受領 裁判所書記官 (印)

平成15年ワ第9718号動産引渡等請求事件

口頭弁論終結日 平成15年10月23日

判 決

大阪市 [Redacted] 原告
 同訴訟代理人弁護士 土 谷 喜 輝
 大阪市 [Redacted] 被告
 同代表者取締役 有限会社 [Redacted]
 同訴訟代理人弁護士 [Redacted]

主 文

- 1 被告は原告に対し、金3万7008円及び内金1万7008円に対する平成15年4月19日から、内金2万円に対する同年6月11日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は原告に対し、別紙目録記載の動産を引き渡せ。
- 3 原告のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用はこれを1.0分し、その1を原告の、その余を被告の負担とする。
- 5 この判決は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は原告に対し、金6万7008円及び内金1万7008円に対する平成15年4月19日から、内金5万円に対する平成15年6月11日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は原告に対し、別紙目録記載の動産を引き渡せ。

第2 事案の概要

本件は、質店を経営する被告から、別紙目録記載1の動産（以下「本件動産1」という。）、同目録記載2の動産（以下「本件動産2」といい、本件動産1及び本件動産2を合わせて「本件動産」ということもある。）を担保に金員を借り入れ、約定利息に基づく返済をしていた原告が、その返済金を借入金に対する利息制限法所定の利率の範囲内で計算して元本に充当すると、相殺の意思表示をした日を基準としても、すでに全額を完済したうえ1万7008円が過払いになっているとして、不当利得に基づく過払い金の返還を求めるとともに、担保権も消滅しているとして所有権に基づき本件動産の返還を求め、さらに弁護士に委任して本件訴訟を提起せざるを得なくなったとして、不法行為に基づき弁護士費用相当額の5万円の支払いを求めるとともに、上記各金員に対する遅延損害金の支払いを求めた事案である。

1 前提となる事実（当事者間に争いが無い。括弧内に関連する証拠を掲記する。）

(1) 被告は、質屋、貸金業を営む法人である。

(2) 原告は、以下のとおり本件動産を担保に差し入れ、被告から金員を借り受けた。

ア 借入日 平成12年8月5日（甲1の1）

借入金額 12万円

約定利率 月5分

流質期限 3か月

（ただし、平成15年4月6日に、流質期限を同年5月5日とする変更がされている。）

担保物 本件動産1

イ 借入日 平成14年7月2日（甲1の2）

借入金額 2万5000円

約定利率 月5分

流質期限 3か月

(ただし、平成15年4月6日に、流質期限を同年5月1日とする変更がされている。)

担保物 本件動産2

- (3) 原告は、被告に対し、別紙計算書記載のとおり、平成15年4月6日まで、約定利息に相当する金額を支払った。
- (4) 原告と被告との間の上記約定利息を利息制限法所定の範囲内の利率に引き直し、原告が支払った約定利息相当額をその利息、貸金元本に充当すると、上記(2)アの契約については、3万1348円の過払いとなり、上記(2)イの契約については、残元金が1万4340円となる。
- (5) 原告代理人は、被告に対し、平成15年4月18日到達の書面で、上記(4)の過払い金と残元金とを対当額で相殺する旨の意思表示をし、その残余の過払い金及び本件動産の返還を求めた(甲2の1, 2)。
- (6) これに対して、被告は、原告の上記催告を拒絶したため(甲3)、原告代理人は、再度、同月21日付文書で、過払い金及び本件動産の返還を求めたうえで(甲4の1, 2)、同年5月26日、大阪簡易裁判所に本訴を提起した。

2 争点

- (1) 質屋による貸付に利息制限法の適用があるか。

(原告の主張)

質屋が質物を担保として取得し、金銭を貸し付ける行為は、金銭消費貸借契約と質契約に過ぎず、被告が主張するような特殊なものではなく、金銭の貸付けは消費貸借契約であることに変わりはなく、利息制限法の適用が排除される根拠とはならない。

質屋営業法によって質屋への適用が排除される出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(以下「出資法」という。)5条2項は著しい

高金利に対して刑罰をもって臨み、これを抑制しようとするものであって、民事上の効果とは無関係である。

(被告の主張)

質契約については、利息制限法の適用はない。

質契約は物的有限責任契約であり、入質者は借入金の弁済義務を負担している訳ではなく、債務不履行の場合、流質の効果として質物の所有権を失うにすぎない。そして、流質の場合、質物の時価が債権額を上回っていても差額の不当利得返還義務を負わず、逆に質物の時価が債権額を下回っていたとしても、入質者は物的有限責任を負担するにすぎないから、その差額を債務者に請求し得ず、質屋が必ず債権の満足が得られる保証もなく、通常の貸金とはその性質を異にする。

質屋営業法36条は、出資法5条2項の適用も排除しているし、質屋は、一般の貸金業者とは異なり、質物保管義務及び質物保管設備の規制がされている。

(2) 被告による不法行為の成否

(原告の主張)

取引上の判断に当たりその法律的認識が食い違うことはあるとしても、本件のように利息制限法の明文規定から明らかであるにもかかわらずそれを争うことにより原告が弁護士に委任して訴訟を提起せざるを得ない状況に陥れたことは不法行為に該当する。被告は原告に対し、弁護士費用相当額5万円の支払義務を負う。

(被告の主張)

取引上の判断に当たり、その法律的認識が食い違うことがあり得るのは当然である。相手方の主張を争うことが不法行為を構成するはずがない。

第3 争点に対する判断

1 過払い金の返還請求及び本件動産の返還請求について

(1) 質屋営業法によれば、『「質屋営業」とは、物品を質に取り、流質期限までに当該質物で担保される債権の弁済を受けないときは、当該質物をもってその弁済に充てる約款を附して、金銭を貸し付ける営業をいう。』（同1条1項）ものとされており、質屋を営む被告が、原告に金銭を貸し付ける行為も、「金銭を目的とする消費貸借」（利息制限法1条1項）であることは明らかであって、その利息の契約が利息制限法の適用を受けることには疑いがない。

(2) 被告は、質屋による金銭の貸付けについては利息制限法の適用を受けないと主張するから、以下、付言する。

まず、被告は、質屋は、質物をとって金銭を貸し付けるものではあるが、貸し付けた金員の返還を受けられなかった場合、当該質物をその弁済に充てるものとされ、貸し付けた金員の回収ができなかったとしても回収不能となった額の返還を借受人に求めることはできないという特殊性があるから、質屋営業では利息制限法の適用が排除されると主張する。しかしながら、前述のとおり、質屋営業は、「質物をもってその弁済に充てる約款を附して、金銭を貸し付ける」ものであるから、たとえ質物によって貸金全額の回収ができなかったとしても、利息、遅延損害金を含む貸金債権に対する弁済として質物の所有権を移転させることによって貸金債権はすべて消滅するのであるから、その余の請求が不可能となることは当然であって、それが、利息制限法の適用を排除する理由とはならない。

また、被告は、質屋営業には出資法の適用が排除されているとか、質屋には質物の保管義務が課されているなどと主張するが、質屋営業法3.6条は、高金利の貸付をした場合の刑事罰を規定している出資法5条2項の制限利率の緩和、利息算定方法の特則を定めたにすぎず、利息契約についての私法上の効力を定めた利息制限法の適用とは何ら関係がないし、質物保管義務、保管設備設置義務（質屋営業法7条1項）、危険負担（同法20条2項）など

についても、恒常的に他人の所有物を保管する質屋営業の業務態様や質置主保護の観点から要請されるものであって、利息制限法の適用排除とは無関係である。

なお、質屋営業法19条1項ただし書には、「質屋は、当該流質物を処分するまでは、質置主が元金及び流質期限までの利子並びに流質期限経過の時に質契約を更新したとすれば支払うことを要する利子に相当する金額を支払ったときは、質物を返還するように努めるものとする。」との規定があるが、同規定は、流質期限の経過によって質物の所有権が質屋に移転するところ（同条項本文）、流質期限の経過後であっても、質物の返還が可能である場合に、質屋にその返還を努力すべき義務を課すものにすぎず、同条項の「利子」を利息制限法所定の利率を上回る約定利息であると解すべき根拠もない。

その他、質屋営業法の各規定を精査しても、質屋営業について利息制限法の適用が排除されるとの明文規定やその趣旨をうかがわせるような規定は見あたらない。

(3) したがって、原告と被告との間の利息の約定のうち、利息制限法所定の利率を上回る部分は無効であるから、被告は、原告に対し、過払い金を返還すべき義務がある。また、被担保債権の消滅に伴い、被告の本件動産の占有権原である質権も消滅するから、被告は原告に対し、本件動産を返還すべき義務がある。

2 不法行為に基づく損害賠償請求について

前述のとおり、被告が、原告に過払い金及び本件動産を返還すべき義務を負っているのにこれらの返還を拒絶することは違法であって、不法行為を構成するというべきである。

そして、原告は、書面による返還請求を被告に拒絶されたことから、その権利を実現するため本訴の提起を余儀なくされ、訴訟追行を弁護士に委任したのであるから、その弁護士費用のうち相当と認められる額の範囲内については、

上記不法行為と相当因果関係にある損害であるというべきところ、原告代理人
が被告に対して2度にわたり書面で過払い金の返還及び本件動産の返還を求め
たが被告に拒絶されたために本訴を提起したという経緯、上記のような本件が
包含する法律問題の困難性、過払い金返還の請求額及び認容額、本件動産の価
額（被告の原告に対する当初貸付額に照らすと、14万5000円程度の価値
があるものと考えられる。）等諸般の事情に照らすと、上記相当と認められる
額の範囲内の弁護士費用としては2万円が相当である。

3 結論

以上の次第で、原告の請求のうち、本件動産及び過払い金の返還を求める
部分、弁護士費用の支払を求める部分のうち2万円の限度並びにこれらに対す
る遅延損害金の支払いを求める部分には理由があるからこれらを認容し、その
余の部分については理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第8民事部

裁判官 島 戸 真 (印)

目

録

- (1) ①カット・形状 ラウンドフォーム Pt 900 指輪
色・透明度 ピンクホワイト不透明
サイズ・重量 13.05-13.10 ミリ珠
鑑別 南洋真珠
脇石 天然ダイヤモンド
- ②カット・形状 クローバー K 18 指輪
色・透明度 紫、中心部に黄緑
サイズ・重量 不 明
鑑別 不 明
脇石 不 明
- (2) カット・形状 オパールカット K 18 指輪
色・透明度 赤色透明
サイズ・重量 13.05-13.10 ミリ珠
鑑別 天然ルビー
脇石 天然ダイヤモンド

計算書

年月日	借入額	返済額	期間	利率	新規利息	利息充当	利息残高	元本充当	元本残高	債務残高
12 8 5	120,000								120,000	120,000
12 11 5		6,000	93	18%	5,488	5,488	0	512	119,488	119,488
12 12 5		6,000	30	18%	1,762	1,762	0	4,238	115,250	115,250
13 1 5		6,000	31	18%	1,757	1,757	0	4,243	111,007	111,007
13 2 5		6,000	31	18%	1,697	1,697	0	4,303	106,704	106,704
13 3 5		6,000	28	18%	1,473	1,473	0	4,527	102,177	102,177
13 4 5		6,000	31	18%	1,562	1,562	0	4,438	97,739	97,739
13 5 5		6,000	30	18%	1,446	1,446	0	4,554	93,185	93,185
13 6 5		6,000	31	18%	1,424	1,424	0	4,576	88,509	88,509
13 7 5		6,000	30	18%	1,310	1,310	0	4,690	83,919	83,919
13 8 5		6,000	31	18%	1,282	1,282	0	4,718	79,201	79,201
13 9 5		6,000	31	18%	1,210	1,210	0	4,790	74,411	74,411
13 10 5		6,000	30	18%	1,100	1,100	0	4,900	69,511	69,511
13 11 5		6,000	31	18%	1,062	1,062	0	4,938	64,573	64,573
13 12 5		6,000	30	18%	955	955	0	5,045	59,528	59,528
14 1 5		6,000	31	18%	910	910	0	5,090	54,438	54,438
14 2 5		6,000	31	18%	832	832	0	5,168	49,270	49,270
14 3 5		6,000	28	18%	680	680	0	5,320	43,950	43,950
14 4 5		6,000	31	18%	671	671	0	5,329	38,621	38,621
14 5 5		6,000	30	18%	571	571	0	5,429	33,192	33,192
14 6 5		6,000	31	18%	507	507	0	5,493	27,699	27,699
14 7 8		6,000	33	18%	450	450	0	5,550	22,149	22,149
14 8 5		6,000	28	18%	305	305	0	5,695	16,454	16,454
14 9 5		6,000	31	18%	261	251	0	5,749	10,705	10,705
14 10 2		6,000	27	18%	142	142	0	5,898	4,847	4,847
14 11 5		6,000	34	18%	81	81	0	5,919	-1,072	-1,072
14 12 5		6,000	30	5%	-5	-5	0	6,005	-7,077	-7,077
15 1 6		6,000	32	5%	-32	-32	0	6,032	-13,109	-13,109
15 2 5		6,000	30	5%	-54	-54	0	6,054	-19,163	-19,163
15 3 5		6,000	28	5%	-74	-74	0	6,074	-25,237	-25,237
15 4 6		6,000	32	5%	-111	-111	0	6,111	-31,348	-31,348

年月日	借入額	返済額	期間	利率	新規利息	利息充当	利息残高	元本充当	元本残高	債務残高
14 7 2	25,000								25,000	25,000
14 10 2		2,000	93	20%	1,273	1,273	0	727	24,273	24,273
14 11 5		2,000	34	20%	452	452	0	1,548	22,725	22,725
14 12 5		2,000	30	20%	373	373	0	1,827	21,098	21,098
15 1 6		2,000	32	20%	369	369	0	1,631	19,467	19,467
15 2 5		2,000	30	20%	320	320	0	1,680	17,787	17,787
15 3 5		2,000	28	20%	272	272	0	1,728	16,059	16,059
15 4 6		2,000	32	20%	281	281	0	1,719	14,340	14,340

これは正本である。

平成 15 年 11 月 27 日

大阪地方裁判所 第 8 民事部

裁判所書記官 藤澤 和 行

